

幼児教育・保育の無償化について

【認可外保育施設等版】

愛知県江南市

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

1. 概 要

『保育の必要性がある』3～5歳児の利用料を

月額3万 7,000 円まで無償

但し、幼稚園を併用して利用している方の認可外保育施設等の利用料は、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合に限り、月額1万 1,300 円まで無償化

対象：保育の必要性がある3歳から5歳児（小学校就学前）までの子ども

『保育の必要性がある』市民税非課税世帯の

0～2歳児の利用料を、月額4万 2,000 円まで無償

但し、幼稚園を併用して利用している方の認可外保育施設等の利用料は、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合に限り、月額1万 6,300 円まで無償化

対象：保育の必要性がある市民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子ども

※上限額の範囲内であれば、複数施設のサービス利用も可能です。

※また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象です。

※認可外保育施設は都道府県に届出を行い、国が定める認可外基準を満たすことが必要です。（5年の猶予期間があります）

※市立保育所と併用して利用している方の認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。

《重 要》

- ・無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要です。
- ・保育の必要性の認定がない場合は、無償化の対象になりません。

2. 施設等利用給付について

10月から利用料の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。

無償化の対象となるには、対象の児童が市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。（認定の方法は自治体によって異なります）

保育の必要性を受けた場合、3歳児から5歳児までの子どもが3万7,000円、0歳から2歳児までの子どもは、市民税非課税世帯のみが4万2,000円を上限として無償化の対象となります。

また、幼稚園を利用している児童が、認可外保育施設等を利用している場合は、通所している幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合、無償化の対象となります。

無償化の対象となるには、その児童が保育の必要性の認定を受けており、かつ、在籍している幼稚園が、

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満
- ② 年間開所日数が200日未満

上記のどちらかの場合であり、保育の必要性を受けた場合、3歳児から5歳児までの子どもが1万1,300円、0歳から2歳児までの子どもは、市民税非課税世帯のみが1万6,300円を上限として無償化の対象となります。

なお、認可外保育施設等の施設等利用給付については、対象児童が幼稚園の預かり保育や複数の認可外保育施設等を利用できることから、利用上限月額管理が利用施設では困難となるため、市から保護者への償還払い方式とします。

また、認可外保育施設で、通所する江南市在住の児童がその認可外保育施設のみを月額利用している場合は、保護者の利便性を図るため、市から認可外保育施設へ毎月支払う代理受領方式を選択することができます。

※施設等利用給付の月額上限額については、認可外保育施設ほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業も同一の上限額のなかで、無償化の対象となります。

≪無償化の対象とはならないもの≫

食材料費、行事費、入園料は無償化の対象外となります。

3. 認可外保育所等をお願いする手続き

無償化実施前

対象施設の「確認」手続き

市町村が施設等利用給付を行うにあたり、認可外保育施設等の適正な運営を確保していただくため、対象施設等に求める基準（教育・保育等の質に係る基準）を満たしているかどうかを把握し必要に応じて調査する必要があります。施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。
※この手続きは、所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有するものとみなされますので、他市町村への手続きは必要ありません。

◆認可外保育施設等から市へ提出が必要なもの

認可外保育施設等が提出するもの 提出期限：9月20日まで

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（確認様式共通）
※添付書類として、定款、役員一覧等が必要となります。
- ・ 別紙 認可外保育所（確認様式別紙その2）
※添付書類として、認可外保育施設設置届及び変更届の写し
料金表、利用案内（パンフレット）
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し、もしくは基準適合（見込み）を説明する書類
職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことがわかる書類
- ・ 法第58条の10第2項に規定する申請することができないものに該当しないことを誓約する書面

◆利用児童の保護者への必要書類の配付 → 保護者から市へ提出

利用児童の保護者が提出するもの 提出期限：9月20日まで

- ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）
- ・ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（認定様式その2）

※就労証明書や診断書等の保育の必要性を証明する書類の添付が必要

※保育の必要性を認定できない場合、無償とはなりません。

※利用児童が他の幼稚園や認可外保育所で上記の様式をもらっている場合、配付された様式の裏面最下段に利用施設の記載をしていただく必要があります。

無償化実施後

○施設等利用給付費の請求手続き（償還払いの場合）

認可外保育施設等から利用者への配付

認可外保育施設等の施設等利用給付費の償還払いとする場合、保護者から、料金は一旦満額を徴収し、以下書類を保護者にお渡しください。

利用者にサービス利用後渡すもの

- ・施設等利用費請求書（償還払い用）（請求様式その５－１）
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（請求様式その６－１－２）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書（請求様式その６－２）

保護者が請求書に領収証、証明書を添付し市役所に提出します。
月末に、各利用者の情報を精査し、無償化対象者に口座振替にて返金処理を行います。

- ※領収証や証明書は、保護者が市へ請求手続きを行う時に必要です。
- ※保護者から市に請求があった時、市から、利用施設に提出書類の内容の確認をさせていただくことがあります。
- ※領収書は、保護者が利用施設に支払った料金の保育料部分（無償化の対象となる部分）領収書です。
- ※提供証明書は、施設が当該児童の利用状況を記載し、提供元となる施設が証明するものです。
- ※上記の参考様式と同様の事項が確認できれば様式は問いません。

○施設等利用給付費の請求手続き（代理受領方式の場合）

認可外保育施設等から市へ提出

通所する江南市在住の児童がその認可外保育施設のみを月額利用している場合は、市から、認可外保育施設等への代理受領方式が選択できます。
この場合、認可外保育施設等で利用状況を取りまとめのうえ、市に請求手続きを行います。
法定代理方式の場合、認可外保育施設が利用料のうち施設等利用給付分の金額を保護者より徴収する必要はありません。（利用料が月額上限額を超える場合、差額を保護者より徴収する必要があります。）

施設等利用給付費の請求手続き

- ・施設等利用費請求書（法定代理受領用）（請求様式その５－２）
- ・施設等利用費請求金額内訳書（請求様式その５－２別紙）

※請求内容を精査後、１ヶ月後を目処に指定口座へ振り込みます

4.施設等利用給付の支払い算出方法

※通所する江南市在住の児童がその認可外保育施設のみを月額利用している場合は代理受領方式を選択することができます。

基本パターン

パターン 1：利用者 4 歳 日額 1,000 円 月利用日数 5 日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
1,000 円	× 5 日	= 5,000 円

無償化は月額 37,000 円までなので、5,000 円の給付となります。
(利用施設にて 5,000 円を支払い、後に市から 5,000 円を返金)

パターン 2：利用者 3 歳 月額 40,000 円 の場合

無償化は月額 37,000 円までなので、37,000 円の給付となります。
(利用施設にて 40,000 円を支払い、後に市から 37,000 円を返金)

利用者が 0～2 歳児のパターン

パターン 1：利用者 2 歳(非課税世帯) 日額 2,300 円 月利用日数 5 日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
2,300 円	× 5 日	= 11,500 円

無償化は月額 42,000 円までなので、11,500 円の給付となります。
(利用施設にて 11,500 円を支払い、後に市から 11,500 円を返金)

パターン 2：利用者 1 歳(課税世帯) 利用料日額 2,300 円 月利用日数 10 日の場合

利用料日額	月利用日数	利用料月額
2,300 円	× 10 日	= 23,000 円

利用者が課税世帯のため、無償化の対象にはなりません。
(利用施設にて 23,000 円を支払い、返金はありません)

十分な預かり保育の水準でない幼稚園に通所していて 認可外保育施設等のサービスを利用しているパターン

※幼稚園と併せて利用する場合、支払い方式は償還払いのみとなります。

【認可外保育施設等で利用できる給付限度額】

(3歳児以上) 11,300 円

(住民税非課税世帯の0～2歳児) 16,300 円

パターン1：利用者4歳 認可外保育利用料日額 1,000 円 月利用日数 14 日
幼稚園の保育料 月額 25,000 円の場合

【認可外保育施設】	利用料日額	月利用日数		利用料月額
	1,000 円	×	14 日	= 14,000 円
【幼稚園】	利用料月額			
	25,000 円			

月額 11,300 円が給付限度額のため、11,300 円の給付となります。

(利用施設にて 14,000 円を支払い、後に市から 11,300 円を返金)

※幼稚園利用分の上限は 25,700 円のため、幼稚園の代理受領により 25,000 円が給付されます。

パターン2：利用者4歳 認可外保育利用料日額 500 円 月利用日数 10 日
幼稚園の保育料 月額 25,000 円
預かり保育 利用料日額 500 円 月利用日数 5 日の場合

このパターンでは、

【認可外保育施設】	利用料日額	月利用日数		利用料月額
	500 円	×	10 日	= 5,000 円
【幼稚園】	幼稚園利用料			
	25,000 円			

【預かり保育】	利用料日額	月利用日数		利用料月額
	500 円	×	5 日	= 2,500 円

※預かり保育は日額 450 円が上限となるため、2,250 円が月額上限額

認可外保育施設の利用料月額が 5,000 円、預かり保育の利用料月額が 2,500 円となります。

よって、それぞれ利用料月額を併せて 7,500 円となり、利用料上限月額が 11,300 円かつ別に預かり保育の上限月額が 2,250 円となるため、

認可外利用料月額		預かり保育利用料	
5,000 円	+	2,500 円 (無償化の上限月額 2,250 円)	

よって利用者は、それぞれの利用料 5,000 円と 2,500 円を利用施設に支払い 5,000 円と 2,250 円の併せて 7,250 円の給付となります。

※幼稚園利用分の上限は 25,700 円のため、幼稚園の代理受領により 25,000 円が給付されます。

複数のサービスを利用しているパターン

※複数のサービスを利用する場合、支払い方式は償還払いのみとなります。

※複数のサービスとは、他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業のことです。

パターン 1：利用者 4 歳 認可外保育利用料日額 1,000 円 月利用日数 14 日
ファミサポを同月利用 700 円/時間 月に 40 時間利用の場合

【認可外保育施設】	利用料日額	月利用日数	利用料月額
	1,000 円	× 14 日	= 14,000 円
【ファミサポ】	利用料日額	月利用時間	利用料月額
	700 円	× 40 時間	= 28,000 円

【計】	認可外保育施設	ファミサポ	合計金額
	14,000 円	+ 28,000 円	= 42,000 円

月額 37,000 円が給付限度額のため、請求額は、37,000 円となります。

(実費にて認可外保育施設で 14,000 円、ファミサポで 28,000 円をお支払い頂き、後にファミサポと合わせて 37,000 円を返金)

パターン 2：利用者 4 歳 認可外保育利用料日額 1,000 円 月利用日数 10 日
他の認可外保育施設を利用 月額 30,000 円

このパターンでは、

【認可外保育施設 1】	利用料日額	月利用日数	利用料月額
	1,000 円	× 10 日	= 10,000 円
【認可外保育施設 2】	利用料月額		
	30,000 円		

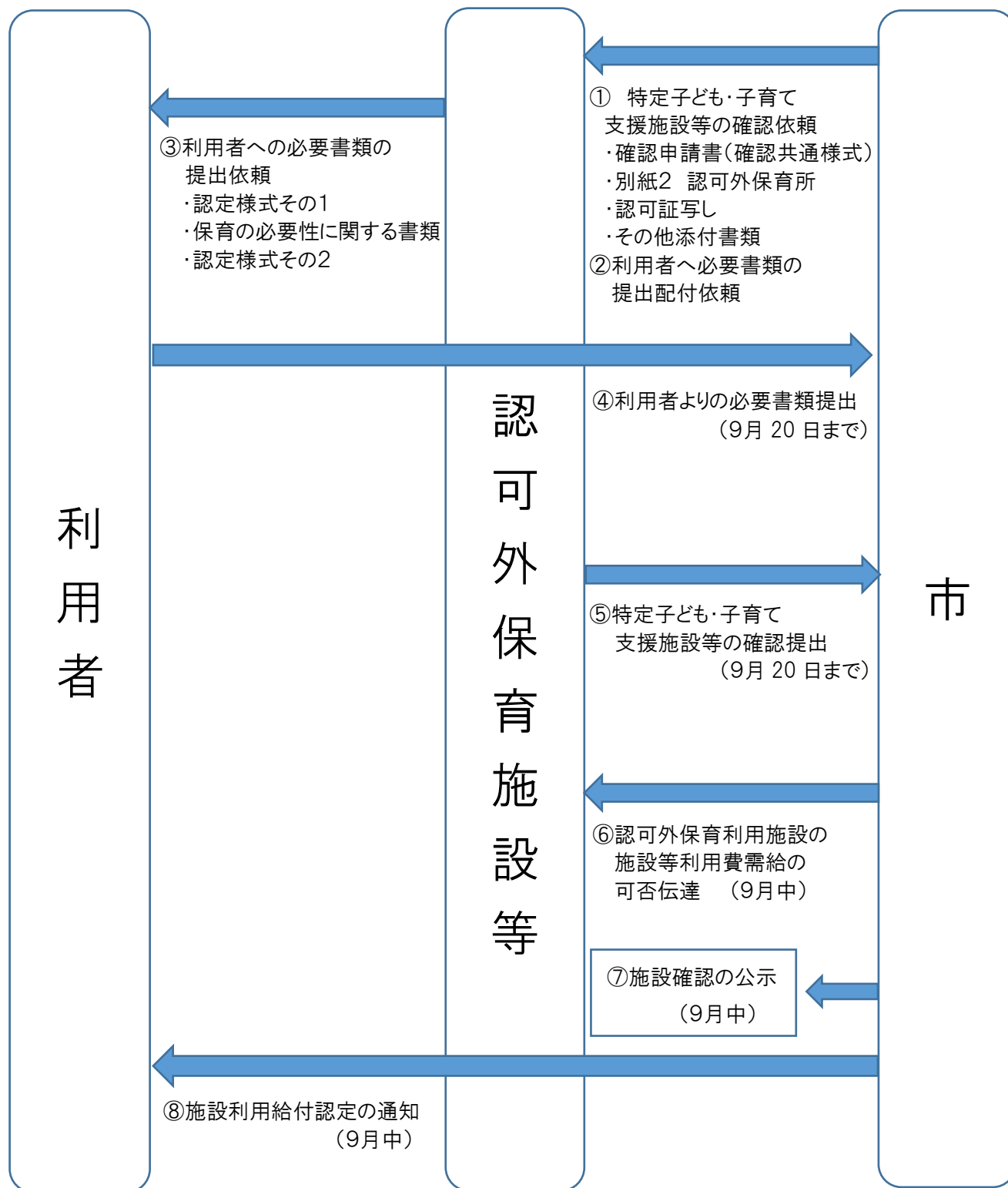
【計】	認可外保育施設 1	認可外保育施設 2	合計金額
	10,000 円	+ 30,000 円	= 40,000 円

月額 37,000 円が給付限度額のため、請求額は、37,000 円となります。

(実費にて認可外保育施設 1 で 10,000 円、認可外保育施設 2 で 30,000 円をお支払い頂き、後に合わせて 37,000 円を返金)

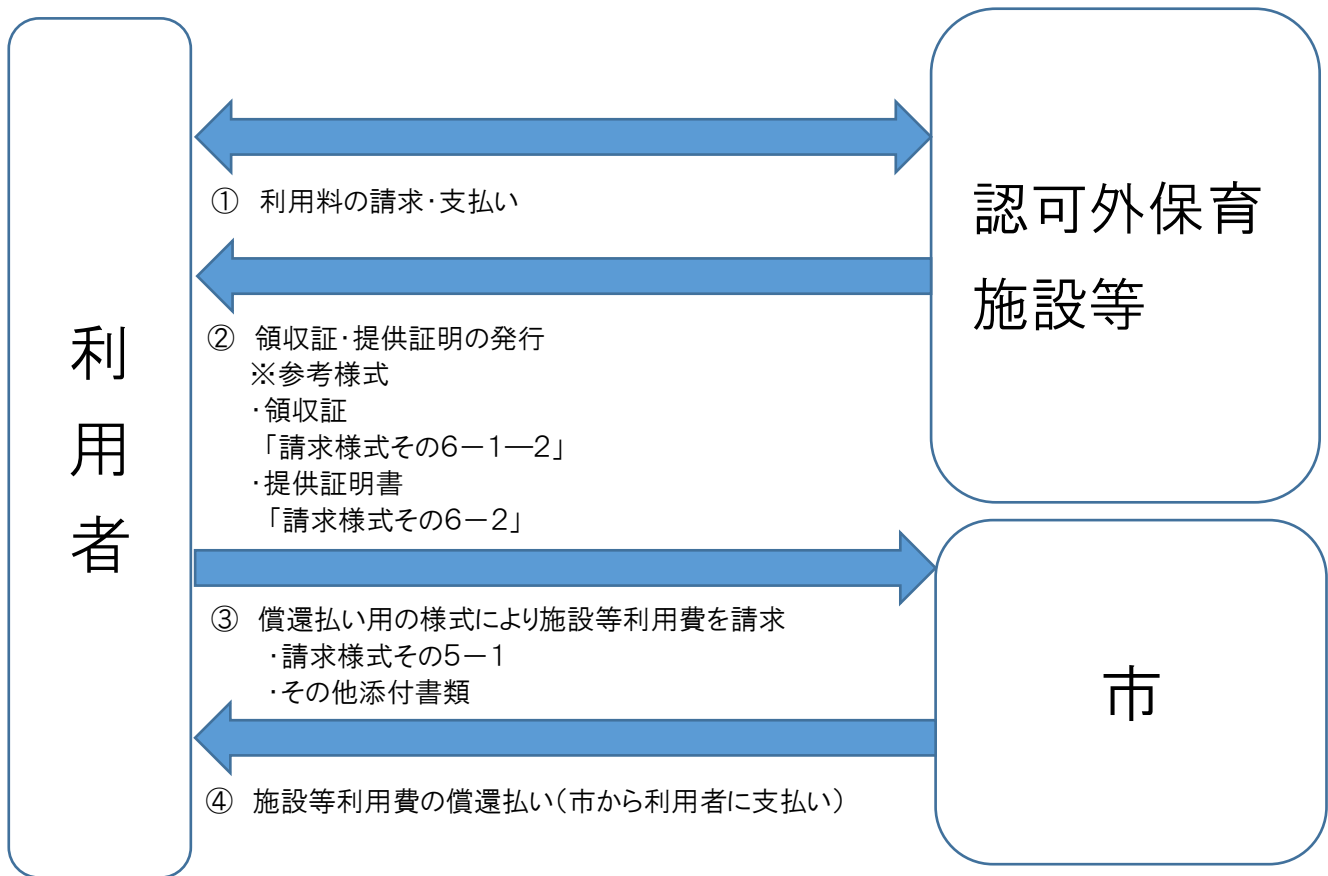
認可外保育所版手続きの流れ

(令和元年度版・無償化前)



認可外保育所版手続きの流れ

施設等利用給付費（令和元年度版・無償化後・償還払い）



施設等利用給付費（令和元年度版・無償化後・代理受領方式）

